

岩出市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

岩出市（以下「甲」という）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という）は、第1条の目的を達成するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、健康増進・疾病予防、地域の安全・安心等の幅広い分野の取組を行うことで、市民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各項に掲げる事項について連携する。

- （1） 健康増進・疾病予防に関すること。
- （2） 地域の安全・安心に関すること。
- （3） 産業振興・中小企業の支援に関すること。
- （4） 児童・青少年の健全育成に関すること。
- （5） スポーツ振興に関すること。
- （6） 障がい者支援に関すること。
- （7） 環境保全に関すること。
- （8） その他、市民サービスの向上、地域の活性化に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容、実施方法等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の実施に当たって知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ないで、他に漏らす事があるとはならず、また、本協定に基づく連携事項の実施以外の目的に使用してはならない。

2 本協定の有効期間満了後も前項の規定は、効力を有するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月30日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長

乙 和歌山県和歌山市八番丁11
日本生命和歌山八番丁ビル9F

日本生命保険相互会社

和歌山支社長